

整備管理者選任義務に該当する車両数

事業の種類	自動車の種類	選任を要する使用の本拠
事業用	●バス(乗合、旅客、特定等) 乗車定員11人以上	一両以上の使用の本拠ごと
	●貨物車、ハイタク 乗車定員10人以下	5両以上の使用の本拠ごと
	●貨物軽自動車(バイク便含む)	10両以上の使用の本拠ごと
自家用(レンタカーは除く)	●バス 乗車定員11人以上	●乗車定員30人以上は1両以上の使用の本拠ごと ●乗車定員11人以上29人以下は2両以上
	●大型貨物車等(車両総重量8トン以上) 乗車定員10人以下	5両以上の使用の本拠ごと
自家用(レンタカー)	●バス 乗車定員11人以上	一両以上の使用の本拠ごと
	●その他の自動車(車両総重量8トン未満) 乗車定員10人以下	10両以上の使用の本拠ごと
	●大型貨物車等(車両総重量8トン以上) 乗車定員10人以下	5両以上の使用の本拠ごと